

H31. 1. 25 社会福祉審議会児童福祉分科会資料  
(公共施設マネジメント 目的別検討会議)

飯田市母子生活支援施設の公用廃止及び廃止後の施設活用について

1 目的

飯田市母子生活支援施設北方寮は母子の保護を目的に設置されていたが、母子のニーズの多様化により、施設型の福祉から、地域の中で福祉サービスを利用しながら生活するという支援の方向性が移行したことにより、飯田市母子生活支援施設を廃止する。廃止後の施設は当分の間、公共の求めに応じて活用する。

2 廃止（予定）日 平成 31 年 3 月 31 日

3 意見を伺う事項

- (1) 飯田市母子生活支援施設を公用廃止し、飯田市母子生活支援施設条例を廃止する条例を平成 31 年 3 月議会に上程することについて
- (2) 廃止後の施設を公共の求めに応じて、2024 年 3 月 31 日（延長もありうる）までの間、長野県埋蔵文化財センターへ貸し出すことについて

<借用人>

所在地：長野市篠ノ井布施高田 9 6 3 番地 4

名称：一般財団法人 長野県文化振興事業団

長野県埋蔵文化財センター 所長 ○○ ○○

4 参考資料

- ・北方寮廃止後の使用及び母子支援について（別紙資料）

北方寮廃止後の使用及び母子支援について

子育て支援課

1 廃止後の使用について

北方寮廃止後の施設はリニア関連の事務所として利用する

<賃借契約内容>

- (1) 契約者住所 長野県長野市篠ノ井布施高田 963 番地 4
- (2) 契約者氏名 一般財団法人 長野県文化振興事業団  
長野県埋蔵文化財センター 所長 ○○○○
- (3) 賃借期間 2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の 5 年間 (延長もありうる)
- (4) 職員体制 所長：1 名 正規職員 (教員の公務員)：2～3 名 臨時職員：若干名  
H31. 4 当初は職員 3～4 名を予定。その後発掘の状況により職員を増やしたり、地元から作業員を募集したりして、最大 20～30 人になることも予想される。
- (5) 事業内容 リニア開通に関し、工事箇所の埋蔵文化財の発掘作業が必要であり、その現場事務所とする。発掘された文化財があれば施設内に運び込み、洗浄、保管、調査を実施。  
大型重機などの往来はなく、職員の車と公用車が出入りする。
- (6) 修繕等 H31. 4 以降、事業を円滑に行うため、施設の改修を行う場合がある。
- (7) 設備等 太陽光発電システムは飯田市が契約を継続する。外灯は現状維持。
- (8) 地区との関係 地区からの要望等は北方区長を通して埋蔵文化財センターと協議する。  
以下、申し合わせ事項とする。
- 1 火災時の防火水槽の利用については、支障のないようにする。
  - 2 災害時は、一時避難場所として、敷地を開放する。
  - 3 防災訓練活動の際は、活動会場として、敷地を開放する。
  - 4 夏休み期間中の子どものラジオ体操の場所として、敷地を開放する。
  - 5 敷地内の除草など、近隣の安全と衛生環境の維持に配慮する。
  - 6 建物の管理を行い、防犯、火災に気をつける。
  - 7 地域の一員として、区費等を納入する。
  - 8 地域からの要望、苦情については誠実に対応する。

2 賃借契約終了後

- ・施設は解体する。

(裏面あり)

- ・敷地については、防火水槽、施設に隣接した市営住宅への侵入路など、公共に要する部分を除き、売却を基本とする。

### 3 廃止後の母子支援について

母子の想いに寄り添い、必要に応じて関連機関に繋ぎ、各種福祉サービスを利用した支援行う。

- ・本庁窓口には相談員を増員（H29.4.1～）し、各種相談に丁寧に対応する。
- ・母子ショートステイ事業を実施し、居所を失った母子の保護及び母子が自立して生活できるよう支援する。（H29.4～）
- ・ファミリーサポート事業をひとり親家庭が利用した場合、費用の半額程度を補助する（H30.1～）

### 4 検討の経緯

- (1) H28.11.14 社会福祉審議会児童福祉分科会（目的別検討会議）
  - ・施設(北方寮)に代わる対応策について説明。方向性について了承。
- (2) H28.12.20 伊賀良まちづくり協議会自治企画委員会、H28.12.16 三役会（地域別検討会議）
  - ・方針内容について特に異論なし。
  - ・敷地内にある消防用設備（防火水槽）が必要な時に確実に利用できるような要望あり。
- (3) H28.12.5 伊賀良地区民生児童委員会
  - ・方針内容について特に異論なし。廃止後の後利用について質問。
- (4) H28.10.28 市議会説明 H28.11.7 社会文教委員会勉強会
  - ・施設の役割の変化を踏まえた支援策の拡充による変更であると理解。その観点を明確にして説明を丁寧に行うこと。
- (5) H29.4～8 北方寮の後利用を考える庁内検討委員会
  - ・長野県埋蔵文化財センターが平成31年4月からリニアの事務所で使用することについて協議
- (6) H29.9.4 政策協議
- (7) H29.10.10 行財政改革推進本部会議
- (8) H29.11～12 伊賀良地区（伊賀良まちづくり協議会自治企画委員会、民生児童委員会、北方区総務委員会）で協議・了承
- (9) H30.1.31 社会福祉審議会児童福祉分科会にて意見聴取（意見なし）
- (10) H30.3.9 社会文教委員会協議会へ報告
- (11) H30.7 長野県埋蔵文化財センターから正式に使用申請あり
- (12) H30.11.19 伊賀良地域協議会へ意見聴取（公用廃止については意見なし）